

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞ 売上の計上を遅らせてもよい?

Q：物品販売業を営む当社は、売上の計上について、出荷基準を採用していますが、今期より検収基準に変更しようと思います。

このような変更は、認められるのでしょうか。

A：変更合理的な理由があれば、認められます。

【解説】

一般の物品販売業においては、検収基準を採用すれば、最も売上計上時期が遅くなり、節税決算につながります。出荷基準を採用していた会社が検収基準に変更できるかどうかは、税法固有の問題というよりは、むしろ、その会社にとって、取引形態、取扱商品の性質からいって最も適合した売上計上基準が何かという問題に帰着します。

いったん採用した会計基準は継続して適用するのが会計上の原則であり、みだりに変更してはいけませんが、その変更合理的な理由があれば、税務上も当然に認められます。

一般的な合理的理由としては、次のような理由が考えられますが、いずれにしても、その変更が利益操作目的でないことが前提となります。

- ① 取扱商品の構成、流通形態が変わった場合
- ② 新たな事業を開始した場合
- ③ 大口取引先、会社の規模等に変更があった場合等

なお、変更した場合にはその後相当期間継続して適用することが必要です。

